

休日保育の重点募集について

保護者が就労等により日曜・祝日に家庭で保育ができない場合、保育所等で子どもを預けることができる「休日保育」について、現在市内で実施している施設は限られております。

そのため、「近隣に休日保育実施施設がなく利用できない」「定員が埋まり利用できなかった」といった声が寄せられています。

このような状況と利用者のニーズを踏まえ、休日保育施設の充実に向け、重点相談期間と重点募集地域を設定し、休日保育を新たに実施していただける施設を重点的に募集いたします。

1 重点募集の概要

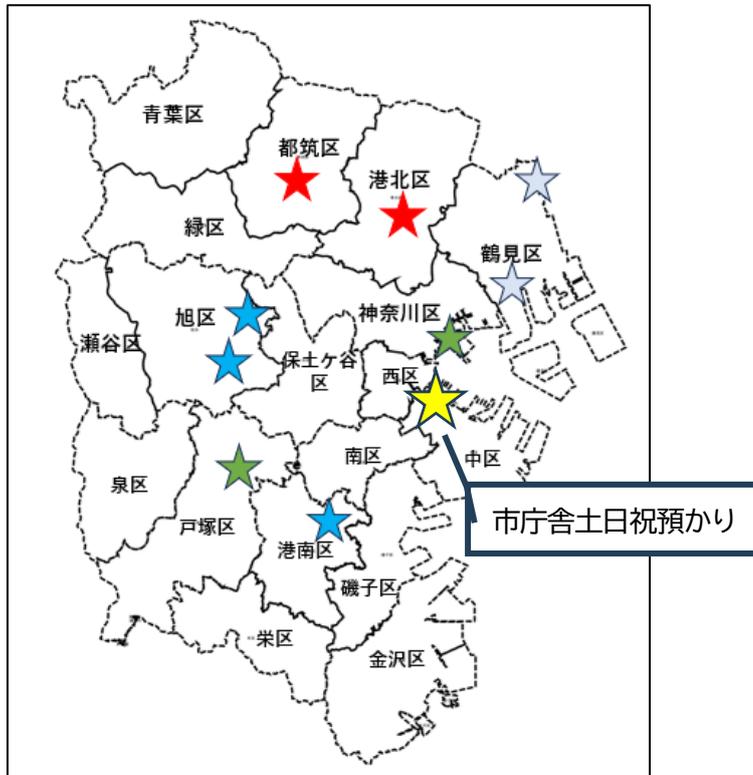
(1)重点相談期間

令和8年2月12日～3月13日 ※重点募集期間後も、随時ご相談ください。

(2)重点募集地域

港北区、青葉区、都筑区 ※その他の地域でもご相談ください。

【参考1】休日保育施設の立地および平均月間稼働率(※)



【参考2】休日保育施設の一覧

所在区	施設名
鶴見区	矢向保育園
鶴見区	SEA KID保育園 ※令和8年3月限りで終了予定
都筑区	アスクセンター南保育園
港北区	うみのくに保育園きくな ※令和8年4月限りで終了予定
神奈川区	かながわ保育園
港南区	上大岡ゆう保育園
戸塚区	うみのくに保育園とつか
旭区	SAFARI KID保育園
旭区	SEASON KID保育園

★ 0%以上～25 未満 ★ 25%以上 50%未満 ★ 50%以上 75%未満 ★ 75%以上

※平均月間稼働率は、月間延べ利用児童数 ÷ (1日あたりの定員数 × 休日数) として計算

2 「休日保育」の助成額

休日保育における加算は、公定価格による加算と向上支援費による加算の2種類があります。

加算額は休日保育の年間延べ利用子ども数によって変わってきますが、加算適用時に認定された利用子ども数により、年間を通して一律で支払われます。そのため、利用が想定より少ない場合でも安定した収入を確保でき、事業運営の見通しが立てやすい仕組みとなっています。

具体的な金額について、概算額として、本市で一番多く受入実績がある施設の場合、630人～699人の区分となり、公定価格と向上支援費合わせて月間で約**102万円**、年間で約**1,229万円**の助成となります。

なお、単価は令和8年度の案であり、市会での予算議決等を経て確定します。

【参考1】公定価格と向上支援費で措置される助成額の試算

休日保育の年間延べ利用子ども数	①【公定価格】 月間加算額(※1)	②【向上支援費】 職員配置加算 月間加算額(※1)	③【向上支援費】 自園調理加算 月間加算額(※2)	④概算月間加算額 (①+②+③)	⑤概算年間加算額 (④×12)
0～210	369,184円	127,902円	44,480円	541,566円	6,498,792円
211～279	395,610円	139,339円		579,429円	6,953,148円
280～349	449,750円	159,618円		653,848円	7,846,176円
350～419	503,560円	179,988円		728,028円	8,736,336円
420～489	557,935円	200,310円		802,725円	9,632,700円
490～559	610,770円	220,265円		875,515円	10,506,180円
560～629	665,090円	240,800円		950,370円	11,404,440円
630～699	718,900円	260,872円		1,024,252円	12,291,024円
700～769	773,355円	281,451円		1,099,286円	13,191,432円
770～839	826,322円	301,314円		1,172,116円	14,065,392円
840～909	880,232円	321,684円		1,246,396円	14,956,752円
910～979	934,042円	341,856円		1,320,378円	15,844,536円
980～1049	988,676円	362,493円		1,395,649円	16,747,788円
1050～	1,042,531円	379,819円		1,466,830円	17,601,960円

※1 基本分単価、処遇改善等加算の合計。公定価格と向上支援費における処遇改善等加算の加算率は18%と仮定。

※2 休日保育において、自園調理を行っていることが要件です。

上記に加え、障害児を受け入れた場合は障害児等受入加算が措置されます。また、延長保育を実施する場合は延長保育実施内容に応じた加算が措置されます。

【参考2】障害児等受入加算(休日)

標準時間 (11時間) 認定児童	A区分(1:1相当)	児童1人あたり 月額 141,680円
	B区分(2:1相当)	児童1人あたり 月額 80,400円
	C区分(3:1相当)	児童1人あたり 月額 52,220円
	個別支援児童	児童1人あたり 月額 42,960円
短時間 (8時間) 認定児童	A区分(1:1相当)	児童1人あたり 月額 103,030円
	B区分(2:1相当)	児童1人あたり 月額 58,510円
	C区分(3:1相当)	児童1人あたり 月額 37,970円
	個別支援児童	児童1人あたり 月額 31,230円

3 「休日保育」の運営基準

利用児童	・2号または3号の教育・保育給付認定を受けていて、平日に認可保育所・認定こども園(保育利用)・小規模保育事業A型、B型、C型・家庭的保育事業・事業所内保育事業(地域枠)を利用している児童
利用要件	・休日に保育を必要とすることとします。 (平日利用施設の利用要件と同様の要件)
開所時間、開所日	・原則 11 時間以上開所とし、各施設で定めます。 ・保育時間(8時間)と保育時間(11 時間)を定めます。 ・日・祝日・年末年始です。 ただし、行事等で受入が困難な場合、あらかじめ申出し、利用月の2か月前までに市民に周知をした日に限り、休日の保育を実施しないことができるものとします。
利用料	・通常の利用料に含まれるものとします。(休日保育の追加利用料はかかりません。) ・8時間認定及び 11 時間認定児童が認定時間を超えて利用する場合は延長保育料の徴収を可能とします。
保育士配置	・平日の保育と同様の市基準の保育士配置を満たすこととします。 (平日の乳児の利用定員が4名以上の施設においては看護師、保健師、准看護師も可とします。) なお、開所時間中に子どもがいない場合には、必ずしも基準の保育士配置は必要ないものとします。ただし、子どもが登園した時点で市基準の保育士配置がとれるようにしておくこととします。
週7日目利用	・週6日利用とします。 ・原則、平日に代替休日を設けることとします。 ただし、祝日を含む週で週6日利用になるようであれば、代替休日を設ける必要はありません。 ・やむを得ず利用する場合は、休日一時として週7日目利用を可能とします(この場合は利用料がかかります)。
給食の提供	・給食の実施。ただし、保護者の同意を得て弁当持参も可能とします。
申込み方法	・保護者が平日利用の施設に休日保育利用の希望を伝えます。その後、保護者が休日保育実施施設へ利用登録(年1回)し、利用希望する月ごとに利用を申込みます。
利用決定	・市が示すガイドラインにより、施設が利用を判断します。
必要書類	・休日保育利用登録申請書 ・休日保育児童状況確認書(児童の普段の様子を記入) ・休日就労(予定)証明(申告)書 ・教育・保育給付認定決定通知書の写し ・休日保育利用申込兼代替休日取得状況申出書
申込期日	・全施設、申込期日を統一とします。原則、利用月の前月の 10 日まで、10 日以降空きがあれば随時申込みを可能とし、期日は各施設で定めます。(申込み締切日以降は、保育士の配置等の対応ができない場合、受入を断ることができることとします。)
利用定員	・施設ごとに利用定員を設定します。 ただし、〇名程度とし、日によって受入人数が異なることも可とします。

4 「休日保育」の認定方法

当該年度で初めて休日保育加算の支払いを受けようとする月の15日までに、休日保育実施兼加算適用届出書をご提出いただきます。新規に休日保育を始めるにあたって提出される際は、事前に保育・教育運営課までご相談ください。

【参考】休日保育実施兼加算適用届出書

第10号様式(保育所、認定こども園、小規模保育事業A型・B型、事業所内保育事業)

休日保育実施兼加算適用届出書

年 月 日

横浜市長

施設・事業所番号 _____
 施設・事業所所在地 _____
 施設・事業所名 _____
 代表者職・氏名 _____

年度の休日保育加算の適用を受けるにあたり、実施状況について以下のとおり届け出ます。

施設・事業者名称													
所在地	〒 _____ 横浜市 _____ 区												
連絡先	電話	_____											
	FAX	_____											
受付時間	_____ 時 _____ 分 ~ _____ 時 _____ 分												
施設・事業種別	<input type="checkbox"/> 保育所			<input type="checkbox"/> 認定こども園(2号・3号)			<input type="checkbox"/> 小規模保育事業A型						
	<input type="checkbox"/> 小規模保育事業B型			<input type="checkbox"/> 事業所内保育事業(保育所型・小規模A型・小規模B型)									
休日保育開始日	_____ 年 _____ 月 _____ 日												
開所時間	_____ 時 _____ 分 ~ _____ 時 _____ 分 (時間 分)												
保育時間(8時間)	_____ 時 _____ 分 ~ _____ 時 _____ 分 (時間 分)												
保育時間(11時間)	_____ 時 _____ 分 ~ _____ 時 _____ 分 (時間 分)												
休日保育に従事する保育士の数	1日あたり _____ 人程度												
休日保育受入可能定員	1日あたり _____ 人程度												

※「施設・事業者名称」、「所在地」、「連絡先」、「開所時間」、「保育時間」、「休日保育受け入れ可能定員」は横浜市ホームページなどで公表します。

加算要件 右欄の(1)~(4)の□すべてにチェックがあること	(1) <input type="checkbox"/> 休日等を含めて年間を通じて開所												
	(2) <input type="checkbox"/> (保育所・認定こども園・保育所型事業所内保育事業の場合) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に準じた保育士の配置(保育士の数は全体で2人を下回らない。) (小規模事業A型・B型・小規模型事業所内保育事業A型・B型の場合) 家庭的保育事業等設備運営基準第29条第2項(A型)又は第31条第2項(B型)の規定に基づき、対象子どもの年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育従事者を配置												
	(3) <input type="checkbox"/> 適宜、間食又は給食等を提供(自園調理・弁当持参どちらかの□にチェックしてください。) <input type="checkbox"/> 自園調理(委託も含む) <input type="checkbox"/> 弁当持参※こちらにチェックがある場合は、向上支援費の食育推進助成(休日)及び延長保育の調理人雇用費(休日)は対象外です。												
	(4) <input type="checkbox"/> 対象となる子どもは、原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子ども												

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	(人) 合計
前年度延べ利用子ども数(実績)													0
当該年度延べ利用子ども数(見込)													0

※延べ利用子ども数は、1人の子どもが月4日利用した場合は4人と計算すること。
 ※前年度延べ利用子ども数(実績)は前年度休日保育加算の適用がない場合は記載不要。
 ※対象となる子どもは、原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子どもであること。
 ※休日延べ利用子ども数には、休日等に当該休日保育対象施設を利用する休日保育対象施設以外の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する子どもを含むこと。

5 「休日一時保育」について

日曜・祝日に一時保育を実施する場合は、休日一時保育事業として実施いただきます。実施するための手続きや実施内容、助成金の交付等について、横浜市休日一時保育事業実施要綱に定めています。

(1) 利用料等について

ガイドライン(上限額)に沿って、各実施施設が設定します。料金は、各実施施設が直接利用者から徴収します。

◎利用料等のガイドライン(上限)は次のとおりです。 基本保育時間 8時間

全日分	3歳児未満	3,300 円(1日 ・1人あたり)
	3歳児以上	1,800 円(1日 ・1人あたり)
時間分	3歳児未満	420 円(1時間・1人あたり)
	3歳児以上	230 円(1時間・1人あたり)
給食・おやつ代	全児童	合計 400 円(1日 ・1人あたり)

(2) 助成額について ※金額は R7 年度の数値

基本助成

事業を実施する日数に応じて、次の各区分に掲げる額を助成します。

事業の開所時間により、8時間実施施設、11 時間実施施設の単価を適用します。

なお、児童を1人以上受け入れた日に応じて助成を行います。

助成額(実施1日あたり)	
8時間実施施設	11 時間実施施設
21, 230円	28, 570円

8時間実施施設:事業実施時間が8時間以上 11 時間未満の施設

11時間実施施設:事業実施時間が 11 時間以上の施設

利用児童加算助成

毎月の延べ利用児童数の年齢別に応じて、次の各区分に掲げる額を助成し

ます。なお、事業の開所時間により、8時間実施施設、11時間実施施設の単価を適用します。

助成額(11時間実施施設)	補助単価	
0 歳(57 日～6 か月未満)	28,823	円
0 歳(6か月以上)	13,338	円
1 歳児～3 歳児未満	8,168	円
3 歳児以上	2,820	円

助成額(8時間実施施設)	補助単価	
0 歳(57 日～6 か月未満)	21,144	円
0 歳(6か月以上)	9,477	円
1 歳児～3 歳児未満	6,237	円
3 歳児以上	2,500	円

なお、0歳児における月齢は、受け入れた月の月初時点での月齢で判断する。

障害児等受入加算助成

受け入れる児童の要支援の程度により、次の各区分に掲げる加算を助成します。

区分	配置	児童1人あたり(日額)
A区分	1:1相当	12,060円
B区分	2:1相当	7,220円
C区分	3:1相当	4,690円
個別支援児童	-	3,660円
医療的ケア児	1:1相当	12,260円

多胎児の利用助成

受け入れる事由が緊急・リフレッシュであった場合、次に掲げる額を助成します。

児童1人あたり(日額)
300円

6 問い合わせ先

保育・教育運営課

① 休日保育について

☎ 045-671-3564

✉ kd-kyujitsuhoiku@city.yokohama.lg.jp

② 休日の一時保育について

☎ 045-671-3564

✉ kd-ichiji@city.yokohama.lg.jp